

命令・決意・忠告・願望のノダ文

名嶋 義直

キーワード ノダ、命令文、望ましさ

0. はじめに

ノダ文には「命令」、「忠告」といった行為指示的に用いられている用法がある。¹しかし、これらのノダはどちらかというと周延的な用法として位置づけられていたり、他のノダ文分析の枠組みを用いてやや強引に説明されているようにも感じられたりすることが多く、「説明」や「因果関係」といった他のノダ文と比べると、それほど詳しく言及されているとは言えない。本稿ではこれらのノダを取り上げ、ある発語内行為を遂行しているという聞き手の発話解釈が、あくまでも語用論的推論による発話解釈過程において生じることを示す。

1. 先行研究とその問題点

1. 1. 先行研究概観

山口 (1975:22) は、「…のは…のだ」をノダ文の基本形とし、命令のニュアンスもそこから生じると考えている。山口は(1)について「自分ガドアヲ開イタトイウコトハオ前ガ帰ル(ベキダ)トイウコトダ」、(2)については「自分ガコノヨウナ動作ヲスルトイウコトハ自分ガドウシテモ今日イクトイウコトダ」と言っていることであると述べている。

(1) (ある人がドアを開きながら) お前はもう帰るのだ。 (p.22)

(2) (ある人がすくっと立ち上がるとかその他決然とした態度をとりながら) ぼくはどうしても今日行くのだ。 (p.22)

吉田 (1988:46-50) は、「ノダ形式は、叙述内容をいったん句的体言とし、然る後にあらためてその体言句を述語形式たらしめる」、つまり「<叙述の体言化とその再叙述化>がノダ形式を用いる表現の構造である」と述べている。そして、命令という発語内行為について「その表現が決意や命令であることを直接的に指し示す標識がなくても、動作の内容と、“その動作がまだ実現していな

いこと” “その動作を実現させるべき人物が話手（聞手）であること” が何らかの手段で示されれば、その表現は立派に決意や命令として理解されるものである」と述べ、「動詞の原形や『～こと。』という形でも、文脈によっては決意・命令の表現たりうる」と述べている。

(3) やだよう！ 僕、もう帰る。

(4) なにをグズグズしてるんだ。言われたことをさっさとやる。

(5) わかったんならもう僕の邪魔をしないこと。 (p.50(13)～(15))

そして、ノダについて「命令の直接的な標識ではないと考えるべきであろう。これらのノダ形式は、動作の内容を<体言化>し、話手から指し示されやすい体制を整えているだけであろうと思われる」、「聞き手が為すべきことがらを一つのコトとして指定して、もってその決意や意志の強さを示すのが、これらの表現効果であると言えよう。特に『～こと。』という文形式の命令表現との共通性には注目すべきであろう」と述べている。

(6) 俺は行くぞ。行くと言ったら行くんだ。 (p.49(10)「決意」の例)

(7) 立て、立て！立つんだ、ジョー！ (p.49(11)「命令」の例)

田野村（1990）は「命令のノダ」を「特別な固定慣用化した用法とすべきであろう」とした上で次のように述べている。

「わたしは行くんだ」のように行く主体が話し手であれば意志の表現になり、「おまえは行くんだ」のように行く主体が聞き手であれば命令になるものと思われる。両者に共通するものを求めるならば、話し手の意識の中に、自分が行くこと、相手が行くことが、実現すべきことがらとしてすでにさだまっているということであり、そこから意志の表明や命令といった意味合いが出てくるものと思われる。(pp.24-25)

そして、例えば、「座るんだ」という命令のノダ文の基本的な意味は「おまえがすべきことは座ることだ」「わたしが要求しているのはおまえが座ることだ」といった意味であると述べている。

国広（1992：18-19）は、ノダの諸用法は単一の意義素から生じる「語用論的変容」であると述べている。²

野田（1997:98-102）は、命令のノダを「独自の性質をもつ」ものとして捉え、「聞き手が実行すべきだと話し手が考える行動を提示し、その実行を促す」ものであると述べている。そして、「話し手の判断」を「既定のものとして示している」点から、「命令のノダ」を「聞き手は認識していないが話し手は認識しているQを既定の事態として提示し、それを認識させようという話し手の心的態度を表す「非関係づけの対人的『のだ』」として考察している。野田（1997：101）が示す例文は次である。

(8) 働け働け、働くんだ、永尾完治！ (p.101(3))

佐治 (1997:213) は、ノダの特性として「前提的事態への連関の表現」、「既定事態化の表現」、「品定めの判断の表現」を3つを挙げている。そして、命令のノダについて次のような例文を挙げて以下の分析を試みている。

(9) 明日あなたは行くのですよ。 (p.215(7))

(10) チャーリー・ブラウン、ボールをおさえているから走ってきてけるのよ。 (p.215(8))

(7)(8)は(本稿の(9)、(10)に相当、引用者注)、命令、勧誘、当為を表す文である。なぜ「ノダ」が命令などを表すのか。たぶん、それはそこにその文が出てくるべき状況・事態があること、相手の行動をきまったこととして断言的に伝えるところから出てくるのではなかろうか。「さっさとやった!」「のいた!のいた!」などの完了形の表現が、命令を表すことがあることも参考になるであろう。

1. 2. 先行研究の問題点

山口 (1975) の考え方では「…のは」が見出せない場合を説明できない。

(11) (椅子に座ったままで) お前はもう帰るのだ。

(12) (母親が子供に) ちょっとここで待っているんですよ。

「…のは…のだ」がノダの基本形であるなら、(11)は「自分が椅子ニ座ッタマデアルトイウコトハオ前ガ帰ル(ベキダ)トイウコトダ」となり、不自然な表現となる。(12)で「自分がコノヨウナ動作ヲスルトイウコトハ」という題目を想定しようとする、「自分が『ちょっとここで待っているんですよ』と発話することは、『あなたがちょっとここで待っている』ということである」ということになる。これは、まだ生じていない発話が「既定事態」として題目化されているという矛盾を呈する。また、発話の字義の意味から見ても循環論となり意味をなさなくなる。「…のは…のだ」というノダ文の基本形から命令のニュアンスが生じるとすれば、「…のは」が想定できない(またはしにくい)場合、「命令」のニュアンスは生じないことになるが、(11)、(12)は「命令」として理解される。「命令」のニュアンスはノダ文の基本形から生じるのではなく、別の要因が関与していると考えられる。

吉田 (1988) は、ノダ文の意味・機能の分析を過度に「構文的特徴」に頼っているように思われる。「命令のノダ」について「命令の直接的な標識ではないと考えるべきであろう」と考える点については本稿も賛同するが、「聞き手が為すべきことがらを一つのコトとして指定」することから「命令」というニュアンスが生じるとすれば、ノダを動詞原形や「～こと。」に置き換えても、命令文

として成り立つはずである。しかし、実際には上記(10)、(12)などのように、動詞原形や「～こと。」に置き換えにくいノダ命令文が存在する。これは、ノダが「聞き手が為すべきことがらを一つのコトとして指定」という機能で用いられることによってのみで命令文として理解されているのではないことを示唆している。

田野村(1990)に関しては次のような問題点がある。田野村の言うように仮に「実現すべきことがらとしてすでにさだまっているコト」から意志や命令という理解が生じるのであれば、意志的動作性動詞の終止形(または、連体形)が用いられているノダ文は全て「意志の表明や命令」として理解され得る特徴を有することになる。また「実現すべきことがらとしてすでにさだまっている」という意識は「座れ／座る／座ること」という他の「命令」として機能する発話にも存在する。しかし、その記述ではそれらとノダ文とはどう異なるのかを説明できない。また、田野村の主張によれば、話し手が確かに「相手が帰ることが、実現すべきことがらとしてすでにさだまっている」と考えている次の(13)も命令という意味合いが生じるはずであるが、必ずしもそうではない。「実現すべきことがらとしてすでにさだまっている」としても、常に「そこから意志の表明や命令といった意味合いが出てくる」とは限らないと言える。

(13) (パーティーで。帰って欲しいと思っていた知人が帰るそぶりを見せた)
え? もう、[帰る／帰るんだ]。

野田(1997)では「話し手の判断」を「既定のものとして示している」ことからどのようにして「聞き手が実行すべきだと話し手が考える行動」と理解し、「その実行を促す」と理解するのか説明されていない。もし、「既定の事態」をノダで提示することでそのような意味を表すことができるとすれば、田野村(1990)と同じ問題を持つことになる。「働け」、「働く」、「働くこと」においても事態は「既定のものとして」提示され「その実行を促す」ものとして用いられ得ると考えるべきである。ある事態を「既定のものとして」提示することがノダに固有の意味であるとは考えられない。

また、「一般常識を言い聞かせるような場合」について、「Qの実行が望ましいことは話し手だけが判断したことではなく、一般的に定まっているということ『のだ』によって示しているものと考えられる」と述べているが、「車に気をつけるコト」が一般常識として「一般的に定まっている」ということは提示された命題内容から理解されるものであり、ノダによって示されているものではない。もし、ノダにそのような機能があるとすれば、反一般常識的な命題と共起した場合でも「一般的に定まっている」コトとして理解されるか、または、字義の意味とノダの機能が衝突を起こして許容度が低下するはずであるが、

次の(14)が示すように、非常識な個人的判断であると理解されることはあっても、矛盾することはない。したがって「一般的に定まっているということを『のだ』によって示している」とは言えない。

(14) (肥満症の子供に) お医者さんの言うことなんか無視して、甘い物や、おやつなど食べたいものを食べただけ食べるんだよ。

佐治 (1997) に関しては、先に指摘したように、「その文が出てくるべき状況・事態」があり「相手の行動をきまったこととして断言的に伝える」ノダ文であっても常に命令として発話解釈されるわけではない、という点が問題となる。例えば、次のような文である。

(15) (よく分からない顔つきで勤務シフト表を見ている社員に情報を教える)
上司：明日、君は第三工場へ行くんだ。

(16) (学会参加を迷っていた友人が、行きそうな様子である。それを見て)
明日君は学会に行くんだ。

佐治のいう3特性を満たしていなくてもノダが用いられる例もある。

(17) (旅に出る寅次郎が甥に) 満男、勉強するんだぞ。 (寅31)

この場合、「前提的事態」とは何であろうか「話し手が旅に出るというコト」であろうか。もし、そうならば、「甥が勉強するコト」との「連関」はほとんどないのではないだろうか。「甥が勉強嫌いであるコト」だという答えも予想されるが、(17)は「甥が勉強好き」の場合でも発話され得るし、甥の学業態度など全く意に関しない場合でも発話され得る。「甥が学生である」ということであろうか。その「聞き手の属性」を佐治の言う「前提的事態」とみていいのであろうか。また、話し手は本当に「甥が勉強するコト」を「既定事態化」しているのだろうか。筆者には、あくまで希望的心情の発露であって、既定であるという意識はないように思われる。そのように考えると、佐治の言う3特性以外の何らかの特徴から命令という発話解釈が聞き手に生じると考えざるを得ない。

先行研究の論考をまとめると、ノの体言化機能とダの叙述機能から「既定事態を提示する」という点をノダの中心的機能とみなし、そこから命令という発話解釈が生じると考えていると言える。しかし、語用論的観点から言えば、「既定事態の提示」が「命令・決意」へとつながるとする主張には論理の飛躍があると言わざるを得ない。

(18) (国に帰る相手に) 東京へ来たら必ず寄るんだよ。 (寅37)

(19) さ：お兄ちゃん、どうしたの一体。

寅：旅に出るんだよ。 (寅28)

(18)も(19)も「その動作がまだ実現していないこと」、「その動作を実現させるべき人物が話手(聞き手)であること」(共に吉田(1988:50)の表現)が状況から

明らかであるが、単なる応答と捉えることも自然な発話解釈である。これらの発話が「決意や命令として」のみ発話解釈されるものではないことは明らかである。

結局、先行研究ではある種のノダ文がなぜ命令文として発話解釈されるのか、を十分に記述できていない。その原因の1つは、ノダが提示する部分を「既定化された事態」と捉え、それと「命令」、「決意」という発語内行為や「発話の意味」とを直接結びつけている点にあると考えられる。

2. 関連性理論の命令文分析

2.1. Wilson & Sperber (1988)

Wilson & Sperber (1988) は、発話行為理論による命令文分析の問題点を指摘し、それに代わる理論的枠組みを提唱している。Wilson & Sperberは、人が描く世界を「現実的世界 (actual world)」、「潜在的世界 (potential world)」、「希求的世界 (desirable world)」の3つに区別している。「潜在的世界」とは個人の想定において「現実的世界」と両立し得る世界で、「現実世界」において実現する可能性を潜在的に持つと捉えられている世界を指す。「希求的世界」とはその実現が望ましいと見なされるある事態からなる世界である。そして、命令文は「潜在的で、かつ希求の世界における、ある事態の描写であると特徴づけられる」と述べ、「 x が y を z にとって望ましいとみなす」という3項関係で捉えられると述べている (p.85)。

Wilson & Sperberは、命令文が(以下に示すような)「脅迫・挑戦」、「聞き手が存在しない命令」、「助言」、「許可」、「願望」、「既定事態」等の内での発話内行為を遂行していると発話解釈されるかは、提示された事態が誰の観点から見て望ましいか、誰が実現する立場にあるかといった話し手と聞き手との心理的・社会的関係、意志的に実現できる事態かどうか、事態の実現が誰かにとって利益となるか、利益になるとすれば誰にとってか、望ましさと実現可能性のどちらに重点が置かれているか、といった点に関して「関連性の原則」に沿って推論することにより、決定されると主張している。英語の場合とは異なり、日本語の行為指示的表現で用いられる形式には「動詞命令形」、「～てください」、「～てもいい」等のような形式分化が認められるが、これは一種の高次表意復元に関して「手続きの意味」をコード化していると考えられる。³ そのように考えれば、Wilson & Sperberの考え方は日本語の命令文分析にも基本的に当てはまると思われる。以下に、Wilson & Sperberで挙げられた例文を日本語に意識して

引用する。

[脅迫・挑戦]

(20) (雪合戦で) 来い、投げってみろ、やれるもんならやってみろ。

[意志的行動を行える聞き手がいない場合]

(21) (雨が降りそうな空を見て) 降るな。

(22) (エンジンをかけようとするが調子が悪い) かかれ! この野郎。

(23) (見舞いに行つて) 早く元気になれよ。

[助言]

(24) A: すみません。駅へ行きたいんですが…

B: 3番のバスに [乗ってください/乗ったらいいですよ]。

[許可]

(25) A: 窓、開けてもいいですか。

B: ええ、どうぞ [開けてください/開けてもいいですよ]。

[願望]

(26) (見舞いに行つて) 早く元気に [なってください/なってね]。

[既定事態 (話し手は知らなくても真偽が既に確定している場合)]

(27) (子供が謝りに行かされる途中で) どうか誰もいないで。

(28) (短気な子供を謝りに行かした母親が) どうか事を荒立てないで。

各々の考察は省略するが、全て「潜在的で、かつ希求的世界における事態の描写である」という特徴を有しており、「xがyをzにとって望ましいとみなす」という3項関係で捉えることができる。そして、提示された事態が誰にとって望ましいか、望ましさの程度、話し手と聞き手との心理的・社会的関係、意志的に実現できるかどうか、事態の実現が誰かにとって利益となるか、利益になるとすれば誰にとってか、といったことについて「関連性の原則」に沿って推論することにより、復元されることが明らかであろう。

2. 2. ノダ命令文と関連性理論の命令文分析

一方、日本語には、次のようなノダ命令文が存在する。

[命令]

(29) (社長が一緒に行こう。俺も謝つてやるからというが、あけみは行こうとしない) 社: あけみ、こっちへ来るんだ! (寅34)

[忠告・助言]

(30) (GFが東京に出てきた)

博: おい、ちゃんとエスコートするんだぞ。

満男: わかっていますよ。

(寅34)

[願望]

(31) (子供が病気で意識がほとんどない)

菊田：坊や、がんばれよ。お爺ちゃんも一生懸命手当てするさかいなあ。

隆子：しっかりするのよ、大丈夫やもんね、ね。(寅39)

[禁止]

(32) 勝子：(面白くない顔をしている恵里に) そんな顔しないの。一番心配してたのはお父さんなんだよ。試験がうまくいくようになってお祈りしてたんだから。(NHK『ちゅらさん』2001. 5. 1)

[決意]

(33) (ひな祭りに近所の家を回るとお菓子がもらえるという風習があるというニュースで)「100軒まわるんだ」と張り切っている子どももいました。(NHKラジオ第1放送ニュース2001. 3. 3)

これらのノダ命令文の分析に、Wilson & Sperber (1988) の論考を応用しようとする文の用法に関する問題が生じる。「潜在的で、かつ希求の世界における事態の描写である」という記述からも明らかなように、Wilson & Sperberは命令文を事態の描写を行う用法の文と捉えている。ノダ命令文が描写的用法に属すると考えても、それ自体は何ら問題ではない。⁴ただ、そうであれば、ノダを使用しない命令文や忠告文といった行為指示的な文との関係が問題となる。共に描写的な用法となれば、両者の違いは何かという点が問題となるし、共に「潜在的、かつ希求の世界における事態」を描写するのであれば、ノダ文に固有の機能は何かということが問題になるからである。

3. 理論的考察

3. 1. ノダ命令文と解釈的用法

ノダ命令文の特徴の1つは、復元される発話の意味の多様性である。例えば、先掲の(33)のノダ文は状況に応じて次のような発話解釈を受け得る。

(34) (独話で) 今日は100軒まわるんだ！ [決意] (=33)

(35) (上司が部下に指示する) 今日は100軒まわるんだ！ [命令]

(36) (どうしたら業績が上げられるかと後輩に聞かれた先輩外交員が答える) 100軒まわるんだ。 [忠告・助言]

(37) (暴力的な上司が部下の外交員に) 100軒まわるんだ！ [脅迫]

(38) (優秀な先輩を見て自分もそうなりたいと思う後輩外交員が独話で) 僕もいつか100軒まわるんだ。 [願望]

(39) (妻が資金工面のため銀行回りをしている。銀行の営業時間を過ぎ、自宅でやきもきしながら待つ夫が) 頼むぞ、100軒まわるんだ。[既定事態]
ノダ文がある特定の発語内行為を遂行しているという発話解釈は、発話状況、話し手と聞き手の人間関係等をもとに、語用論的推論を経て決定されるものであってノダそれ自体やノによる体言化(既定化)によって導き出されるものではないことは、上記例を見れば明らかである。そしてこのようなノダ命令文は、いわゆる「発見のノダ文」や「説明のノダ文」などと共通する性格を有していると考えられる。全く同じ形式でそのような用いられ方が可能であるからである。

(40) (同僚が100軒の訪問リストを作っているのを見て)

えっ、100軒まわるんだ。[発見]

(41) 部下：課長、張り切っていますね。今日のご予定は？

上司：100軒まわるんだ。[説明]

(42) 同僚A：忙しそうだね。どうしたの？

外交員B：100軒まわるんだ。[理由]

(43) 妻：今日何時くらいに仕事終わる？

夫：今日は100軒まわるんだ。(だから、遅くなるよ) [推意]

この事実は両者の間に共通性が存在することを示唆する。(40)~(43)はノダがある命題を先行事態の認識や先行発話、話し手の思考等に対する「聞き手側から見た解釈として」提示していると考えられる。同じ特徴が(34)~(39)のノダ文にも言える。つまり(34)~(39)のノダ文は、Wilson & Sperberの主張しているような「潜在的で、かつ望ましい世界における事態を描写」している文ではなく、ある命題を何らかの「解釈として」提示している解釈的な用法に属する文であると考えた方が事実在即していると思われる。

3. 2. ノダ命令文と他のノダ文との共通性

そこで次に問題となるのが、他のノダ文との関係である。

(44) (お礼にとバナナを押し付けている)

車掌：駄目、駄目ですよそんなの。

寅：お前もしつこいね、おいっ、待てっていうんだよ。 (寅37)

(44)のノダ文は話し手が聞き手に対して「待て」と命令していると発話解釈されるが、話し手の先行発話「おいっ」の解釈として「聞き手が導き出すべきであると話し手が考える解釈」を提示している「説明のノダ文」である。それは「待てって言っているノダ」と言い換えられることから明らかである。その発話で言及された「待つ」という行為は「話し手にとって実現することが望ま

しい行為」であり、聞き手に対して話し手はその行為の実現を求めていることが命令形の使用から明らかであるため「命令」とも解される。ところが、「待てっていう」を命令形を含む言語形式を使用せず、「待つんだ」と発話しても同様の発話解釈が行われる。この事実は、先行発話の解釈を提示するノダ文「待てっていうんだ」とノダ命令文「待つんだ」との間に共通性と連続性が存在することを表していると考えられる。

次の(45)も「命令」として発話解釈される例である。

(45) (親子げんかしている)

絃：(怒鳴る) 出ていけよ…とととと尼崎へ帰るんだよ。 (春)

ノダが提示しているのは、「出ていけ」という先行発話から「聞き手が導き出すべきであると話し手が考える解釈（つまり、聞き手による「話し手の思考」の解釈）」である。そして、その発話で言及された行為は「話し手にとって実現することが望ましい行為」であり、聞き手がその行為を実現し得る立場にあり、聞き手は話し手の家に転がり込んで来たという経緯から、話し手が聞き手に対して行為の実現を要請できる立場にあるため「命令」として発話解釈されると考えられる。

以上の比較から、ノダ命令文は「潜在的で、かつ、望ましい世界における事態の記述」を行っているのではなく、「現実世界における事態認識や思考・先行発話」を「望ましさ」という観点から捉え、その思考を「聞き手側から見た解釈として」提示していると考えられる。そして、その発話で言及している事態が「潜在的で望ましい事態」であると想定される場合、「命令」等として聞き手によって発話解釈される、と考える方が言語事実に即していると言える。

他のノダ命令文においても同様である。例えば、(46)は「話し手の決意」を述べていると発話解釈されるノダ文である。

(46) 由紀：このままじゃ、共倒れじゃない。店だって、お母さんのことだって、あたしの結婚だって。

真弓：結婚？

由紀：そう、あたし結婚するの。 (元気)

このノダ文は「あたしの結婚だって」という先行発話をうまく解釈できなかった（問い返しをしていることから明らかである）聞き手に対し、聞き手が導き出すべきであった命題、つまり「話し手が聞き手に求める解釈（表現を換えれば、聞き手側から見た話し手の先行発話の解釈）」を提示することにあると考えられる。「結婚するコト」は通常当事者が望みますることである。そのため(46)由紀の発話は先行発話の「解釈として」「話し手为实现を希望するコト」を提示していると発話解釈される。

次の(47)も同様の例である。ダンス教師（話し手）と生徒（聞き手）という人間関係にある2人がダンスを練習しているという状況である。

(47) (うまく踊れない生徒に先生が)

たま子：あー杉山さん、出した足を戻すのよ。(ダンス)

教師と生徒という人間関係、レッスン中であるという状況から判断して、言及されている行動は、まず聞き手にとって望ましいものであると考えられる。もちろん生徒（聞き手）がうまく踊ることは教師（話し手）にとっても望ましいことであるが、仕事と割り切って教える教師であっても(47)を発話し得ることから考えると、ノダ（この場合は「の」）が提示している命題は「聞き手にとって望ましい行動」に関する話し手の思考を「聞き手側から見た解釈として」提示していると言える。そのため発話時において聞き手の取るべき行動を「指示」していると発話解釈されることになる。

次の(48)はダンスのステップを教えている場面である。

(48) 春子：いい？ ね、よく音楽聞いて！1はでないのよ。ね…3、4。

ウン、2、3、4…(ダンス)

ノダが提示している命題は、聞き手が「よく音楽を聞いて」導き出すべき「解釈」を言い表わしている。それが「ある行為の実現を否定する」ものである場合、話し手が聞き手にある行為を「禁止」していると理解される。ある行為を禁止することは、ある行為が実現しないことを希望することでもある。誰にとって望ましいかと言えば、教師と生徒という関係から見て、まず「聞き手にとって望ましい」ことであると言えよう。

(49)は話し手が聞き手に「忠告」していると発話解釈される例である。

(49) 寅：それじゃ、お前達、俺にどうしろって言うんだよ。

博：草の根を分けてでもリリーさんを探し出して、リリー、お前を愛している、一緒に暮そう——そう言うんですよ。(寅26)

ノダ文が聞き手の先行発話（質問）に対する回答文として機能していることから明らかに、ノダが提示しているのは「聞き手が導き出すべきであると話し手が考える解釈」、言い換えれば「聞き手側から見た話し手の思考の解釈」である。その「解釈」は実現することが「聞き手にとって望ましい事態」に言及している。また、話し手は聞き手の義理の弟であるため「命令」する立場にはない。したがって当該行為の実現を要請しているとは理解されず、「忠告」として理解されることになる。

以上の例から、ノダ命令文は事態の描写を行っているのではないこと、ノダ命令文が提示する命題は「聞き手側から見た解釈として提示されている」という性格を持つこと、そして、「命令」、「決意」、「指示」、「忠告」といった発語内

行為の力を取り込んだ発話の意味は、語用論的推論により復元されるものであるという3点が明らかになった。

3. 3. 利点

このように考えることにはいくつかの利点がある。まず、ノダ命令文と命令形命令文との違いを明確に説明できる点である。Wilson & Sperber (1988) の命令文分析の論考をそのまま日本語のノダ文に当てはめて考察すると命令形命令文との違いを明確に示すことができないという問題点が生じるが、本稿の考え方を取れば、命令形命令文は描写的な用法、ノダ命令文は解釈的な用法で用いられているとみなせるため、その違いを示すことが可能となる。

ノダ命令文を他のノダ文と統一的な枠組みで考察することができるという利点もある。したがって、ノダ命令文を特別扱いしたり(野田村1990)、独自の用法を持つものとして考察したり(野田1997)する必要はなくなる。

更に、いくつかの先行研究のように、「ノによる既定命題化」から「命令」という意味が出てくるという、ともすれば強引とも言える説明を行う必要もなくなる。もし、既定性から「命令」という発話解釈が生じるのであれば、少なくとも意志動詞を用いたノダ文全てが「命令」と解される可能性を持つことになるが実際にはそのようなことはない。また、既定性という点のみからの記述では「命令のノダ文」も「忠告のノダ文」も同じ特徴を持つことになり下位分類における区別ができない。更に言えば、ノダ命令文には「願望」という「聞き手の取るべき行動」を要請しているとは考えられない用法も存在する。つまり、ノダ命令文が常に「聞き手の取るべき行動」を提示するわけではない。ノダ命令文を「既定性」というから記述することには限界がある。一方、語用論的観点に立ち、「望ましいと思う主体」と「行為要請の程度」という観点を考察視点に取り入れると、「命令」、「忠告」、「決意」間の違いを説明できる。「事態実現の可能性」という観点を考察視点に取り入れると、「決意」と「願望」との区別もうまく説明できる。

本稿の考え方に立てば、ノダ命令文に見られる具体的ないくつかの特徴を説明することもできる。例えば、野田(1997:101)は「聞き手が話し手の要求をすでに承知している状況で用いられやすい」と述べ、ノダ命令文が命令形命令文の後で用いられやすい点を指摘している。⁵この点について野田(1997:101)は、命令のノダ文が「Q(ノダが提示する命題を指す、引用者注)が既定の事態であることを示すときに用いられるため」、提示するQは「直前に聞き手に言ったことである場合が多いのである」と述べ、また、命令形命令文とノダ命令文の発話順序が逆転すると、不自然になると述べている。

(50) リカ「働け働け、働くんだ、永尾完治！」 (p.101 (33))

(51) ??「働くんだ、働け働け、永尾完治！」 (p.101(35)「??」は原文)

しかし、野田(1997)が同じく「既定の事態であることを示す」ノダ文であると見なしている「あっ、雨が降っているんだ」のようなノダ文は談話の初発で用いられる。そのような「既定の事態であることを示す」ノダ文が談話の初発であっても使用可能であるとすれば、(51)も許容されていいはずである。また、命令形命令文の後で「Qが既定の事態であることを示す」のは何のためであろうか。先に述べたように、命令形命令文は一義的に命令文としての読みを受けることになる文である。したがって、命令していることを確実に認識させたり、先行発話の命令を「念押し」するのであれば、命令形を繰り返した方がより確実であると考えられる。あえて、命令形命令文ではなく「既定の事態であること」としてを示すのはなぜかという疑問が生じる。

一方、本稿の考え方に立てば、次のような説明が可能である。(50)のようなノダ命令文は、「先行する命令形命令文に対する解釈」を「聞き手の側から見た解釈として」提示していると考えられることができる。したがって、何らかの先行発話や思考の存在が前提とされる状況で用いられることになる。ノダ命令文の場合は、先行発話である命令形命令文の「解釈」としてノダ文が用いられ、その当然の結果として命令文として発話解釈されるということである。そのような形式で提示することは、「ある行為の遂行を命令すること」ではなく「ある解釈を受け入れさせること」である。それは聞き手を「納得させた上で行動させること」につながる。そのため、先行発話の命令文による伝達がうまく機能せず、聞き手が話し手の望ましいとみなす行為を遂行しない場合や命令を確かなものにしたいたいと考える場合等に聞き手を「納得させ、行動させる」という発話意図で用いられやすいと説明できる。同様の観点から、(51)の不自然さを説明することができる。「解釈」の対象となるべき先行発話や思考が存在しないため、何に対する「解釈」かが読み手には分かりにくくなり、許容度が低下すると考えられるからである。

また、野田(1997: 101-102)は「子供などに対して一般常識を言い聞かせるような場合」に用いられることが多いと指摘し、「Q(ノダが提示する命題を指す、引用者注)の実行が望ましいことは話し手だけが判断したことではなく、一般的に定まっているということ『のだ』によって示しているものと考えられる」と述べている。

(52) ジロー君、車に気を付けるのよ。 (p.101 (36))

一方、本稿のように、ノダ命令文が解釈的な用法に属し、ある思考を「聞き手側から見た解釈として」提示していると考えれば、ノダ命令文が提示してい

るのは、不特定多数の第三者に帰属する思考であると考えられる。「言い聞かせるような」ニュアンスを伴うのは、規範性を持つ「一般常識」や「社会通念」などの第三者に帰属する思考を「聞き手の側から見た解釈として」提示し、それを受け入れさせることによって「物事の道理」を納得させようとしているからであると考えられる。

なお、野田(1997:102)が大曾(1991)の記述を例に出しているように、発話時においてある行動を求めるのではなく、発話時以降にある行動をとるように言い含める場合、命令のノダ文が上昇イントネーションで用いられる終助詞「よ」や「ぞ」を伴うことが多い。これらの、一般常識を言い聞かせるようなノダ命令文と共に起る終助詞の「よ」は上昇調で用いられ「前もって注意を与える」という意味を持つという。この場合の「よ」、「ぞ」は必須に近いと言ってもよい。それは、ノダでは任意と思える「よ」、「ぞ」が、ノダをノデスに置き換えると必須になることから分かる。

(53) つ：下りて来た。言葉に気をつけるんだよ。(寅36)

(54) 言葉に気をつける [# んです / んですよ]。

(55) (息子のGFが東京に出てきた。デートに出かける息子に父親が)

博：おい、ちゃんとエスコートするんだぞ。(寅48)

(56) ちゃんとエスコートする [# んです / んですよ]。

これは「ある行動を発話時以降にとるように言い含める」という発話内行為が「命令」とは異なる発話内行為であるためであると思われる。「前もって注意を与える」という行為は、発話時においてある行動を取らせるのではなく「ある行動を取るべきである(または、取らないようにするべきである)」と聞き手に理解・納得させることである。それに対し、「命令」という発話内行為は「ある行為を行わせる(または、行わせない)」ことである。前者の目的を達成させるためには「聞き手を納得させなければならない」が、後者の場合、たとえ聞き手が納得していなくても「行動を行わせる」ことができればその目的は達成される、という相違点がある。つまり、「忠告」は「非現場的行為指示発話」であるが、「命令」は相対的に見て「現場的行為指示発話」である、と言える。

蓮沼(1995)は「だろう」、「じゃないか」、「よね」の「確認用法」について論じているものであるが、終助詞「よ」の基本機能について「認識上の何らかのギャップが存在する文脈で、認識能力の発動を促し、認識形成を誘導する標識である」(p.391)と述べている。そして「よ」が、「話し手個人の知識ではなく、特定の仲間との共有知識、ひいては社会の構成員が共有するような常識・一般知識といった」種類の「知識形成にかかわる心的操作を表す」場合があり、「人間は、現場で直接体験する知識だけではなく、ことばや論理、想像力によっ

て概念的・仮想的に構築された知識に対する認識能力をも有して」おり、そのような場合「よ」は「非現場的な知識の形成という作用を担っていると考えられる」(p.392)と述べている。

終助詞ヨがそのような機能を持つとすれば、あるノダ命令文においてヨ(ゾ)が必須となる理由を説明できると思われる。ノダ命令文自体は、「命令」とも「忠告」ともなり得ることから分かるように、その提示する命題において「現場的行為指示」にも「非現場的行為指示」にも言及することができる。したがって、蓮沼(1995)の言葉を借りれば「現場的な知識」も「非現場的な知識」も「解釈として」提示し得ることになる。どちらの意味で提示されているかということは言語形式からは区別がつかない。しかし、話し手としてはその区別を明確にしたい場合もあるであろう。その場合、ヨの使用が有効であると思われる。ヨがノダ文に後接するということは、「非現場的」であることを表している、とみなすことが可能となるからである。つまり、「忠告のノダ文」においてヨは「非現場的解釈」のマーカースとして機能していると考えられる。したがって、「言い含める」という発語内行為を伝達するには「ノダ+ヨ(ゾ)」という形をとることになるものと思われる。

この考え方の妥当性は、「命令のノダ文」においてはヨの使用が任意である、という点からも検証される。「命令のノダ文」の場合は「非現場的」であることをあえて伝達する必要がないため、ヨの使用が任意となる、と説明することができるからである。もちろん「命令のノダ文」においても、例えば先掲(45)のようにヨが用いられることはあるが、それは、「非現場的解釈」であることを表すために用いられているのではなく、「認識能力の発動を促し、認識形成を誘導する」(蓮沼(1995:391))という機能で用いられているということになる。これを本稿の表現で言えば「『意図的に、かつ、意図明示的に』『聞き手に対して提示する』』ということになる。逆の見方をすれば、(52)、(53)、(55)のような「忠告」のノダ命令文において「よ」、「ぞ」が後接している部分は、蓮沼(1995:392)のいう「ことばや論理、想像力によって概念的・仮想的に構築された知識」であるということになる。これ本稿の表現で言えばある命題が「解釈として」提示されていることになる。ノダ文において任意的に用いられるヨ(ゾ)は、いわば、ノダの機能を一部補強する目的で使用されている、と言えよう。これらのことは本稿の主張に対する裏づけとなる。

4. まとめ

ここまでの考察をまとめると、ノダ命令文の機能は以下のようになる。

(57) ノダ命令文の機能

ノダ命令文は、「望ましさ」という観点に立つ「ある事態認識や思考」を「聞き手の側から見た解釈として」「意図的に、かつ、意図明示的に」「聞き手に対して提示する」。

1. 2で述べたように、一般化して言えば、先行研究はノダが提示するものがノによって客体化された「コト」であるため「命令」という意味合いが出ると考えてきたと言えよう。しかし、そのような考え方に立つといくつかの問題点が生じる。本稿では「既定性」という概念に頼るのではなく、関連性理論の命令文分析の枠組みを応用し、それらの諸問題に対し、回答を試みた。

注

注1 例えば、吉田(1988)を参照。本稿では「命令」、「忠告」、「願望」等の区別をつけない場合にはそれらの総称として「ノダ命令文」という語を用い、発語内行為の力に言及する場合には、「命令のノダ文」、「決意のノダ文」等の表現を用いることとする。

注2 国広(1992)は「命令」のノダの例として「早く来るんだ!」を挙げているが、なぜ命令文として解されるのかといった具体的な考察は行っていない。

注3 今井(2001:103)でも本稿と同じ見解が示されている。

注4 描写的な用法で用いられる文が解釈的な用法で用いられる場合もある。例えば、下のようなエコー的発話(関連性理論では話し手の命題態度を含んでいると考える)である。

「この車、乗ってもいいよ」と言われて)この車、乗ってもいい! ありがとう。

注5 このことは、ノダに関する研究ではないが、尾上(1979)でも指摘されている。

参考文献

- 今井邦彦 (2001) 『語用論への招待』, 大修館書店.
- 大曾美恵子 (1991) 「『でしょう』『よ』とイントネーション」, 『関西外国語大学留学生別科日本語教育論集』1, 関西外国語大学留学生別科日本語スタッフ, pp.40-50.
- 尾上圭介 (1979) 「『そこにすわる!』」, 『言語』8-5, 大修館書店, pp.20-24.
- 国広哲弥 (1992) 「『のだ』から『のに』・『ので』へ」- 『の』の共通性」, カックンブッシュ寛子他編『日本語研究と日本語教育』, 名古屋大学出版会, pp.17-34.
- 佐治圭三 (1997) 「『～のだ』の中心的性質」, 『京都外国語大学研究論叢』L, 京都外国語大学機関誌編集委員会, pp.208-217.
- 田野村忠温 (1990) 『現代日本語の文法 I』, 和泉書院.
- 名嶋義直 (2001) 「いわゆる『命令のノダ』に関する一考察」, 日本語用論学会第4回(2001年度)大会予稿集, pp.61-68.
- 野田春美 (1997) 『の(だ)の機能』, くろしお出版.
- 蓮沼昭子 (1995) 「対話における確認行為『だろう』『じゃないか』『よね』の確認行為」, 仁田義雄編『複文の研究(下)』, くろしお出版, pp.389-419.
- 山口佳也 (1975) 「『のだ』の文について」, 『国文学研究』56, 早稲田大学国文学会, pp.12-24.
- 吉田茂晃 (1988) 「ノダ形式の構造と表現効果」, 『国文論叢』15, 神戸大学文学部国語国文学会, pp.46-55.
- Wilson, Deirdre & Dan Sperber (1988) "Mood and the Analysis of Non-declarative Sentences." In Dancy, J. et al. eds. *HUMAN AGENCY: Language, Duty, and Value*, Stanford University Press, Stanford, CA : 77-101.

出典

寅:『男はつらいよ』()内の番号は作品番号、CASTEL/J 日本語教師支援システム研究会 CD-ROM版/GTO:「GTO」『シナリオ』シナリオ作家協会(以下同様につき省略)56-1/「シヨムニ」『シナリオ』55-1/春:「あ、春」『シ

ナリオ』55-1 / 元気：「元気の神様」『シナリオ』54-7 / ダンス：「shall we
ダンス？」『シナリオ』52-2.